



# 包括的管理計画及びモニタリング計画の 改定について



奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島  
世界自然遺産



- ① 包括的管理計画の改定内容について
- ② モニタリング計画の改定内容について

# 奄美・沖縄世界自然遺産 包括的管理計画（現行）

■ 管理機関が関係者と緊密な連携・協力を図ることで、自然環境の保全管理を適切かつ円滑に進めるため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本方針を定めたもの

## ● 包括的管理計画の枠組み・構成

- 2016年策定、2018年改定
- 包括的管理計画 + 地域別の行動計画で構成
- 行動計画は毎年進捗状況を点検、管理計画は5年毎に中間見直し

## ● 全体的管理と日常的管理

- 現場レベルの日常的管理は、地域別行動計画の下、各地域で関係機関の連携で実施
- シリアル資産の全体的管理は、包括的管理計画の枠組の下、地域連絡会議・地域部会で進捗確認

### 包括的管理計画

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 推進地の概要
4. 管理の目標
5. 管理の基本方針
6. 管理の実施体制
7. 地域別の行動計画の策定
8. おわりに

### 地域別の行動計画

別表4 <西表島行動計画>	別表3 <沖縄島北部行動計画>	別表2 <徳之島行動計画>	別表1 <奄美大島行動計画>
事業項目	実施主体	実施時期	対象範囲
1) 保護制度の適切な運用	環境省	短期	奄美大島のうち、世界遺産の価値の中心を成す地域を保全や修復機軸の法的中心に国立公園に指定する。担保を確保する。指定後は適切に管理する。
2) 希少種の保護・増殖		短期	
3) 外来種による影響の排除・低減		短期	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和		短期	
5) 適正利用とエコツーリズム		短期	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理		短期	
7) 適切なモニタリングと情報の活用		短期	

- 奄美大島行動計画
- 徳之島行動計画
- 沖縄島北部行動計画
- 西表島行動計画

全体目標や基本方針等の下、4地域毎に実施すべき取組内容・実施時期・役割分担を示す  
毎年、進捗状況を点検

4地域に共通する  
全体目標や管理の基本方針  
5年後に中間評価を実施

### 一連の資産としての全体的管理



策定・進捗管理

### 包括的管理計画

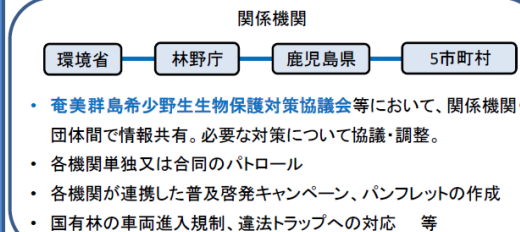
### 地域別の行動計画

位置づけ

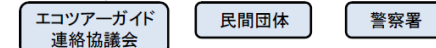
### 各地域における日常的管理

各島では、個別の課題に対して、管理機関が連携して取組を実施。検討会や協議会等を通して連絡調整・情報共有を図っている。

【奄美大島における希少種の盗掘盗採防止対策の事例】



違法トラップや不審者の情報などを共有



## ■ 包括的管理計画の改定ポイント

### 目次

1.はじめに	1
2.計画の基本的事項	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の対象範囲	2
3) 計画の構成	10
4) 計画の期間	11
5) 計画の進捗管理及び見直し	11
3.推薦地の概要	12
1) 位置等	12
2) 総説	12
3) 自然環境	12
4) 社会環境	17
4.管理の目標	24
1) 全体目標	24
2) 地域区分別目標	24
3) 地域参加型管理目標	25
5.管理の基本方針	26
1) 保護制度の適切な運用	26
2) 外来種による影響の排除・低減	32
3) 希少種への人為的影響の防止	34
4) 北習志野訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	36
5) 緩衝地帯等における産業との調和	37
6) 適切な観光管理の実現	38
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	42
8) 適切なモニタリングと情報の活用	43
6.管理の実施体制	45
1) 関係者の連携のための体制	45
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	45
3) 情報発信と普及啓発	45
4) 個別管理機関の役割	48
7.地域別の行動計画の策定	51
1) 地域別の行動計画の策定方法	51
2) 地域別の行動計画	51
8.おわりに	52

### 1. 実施体制の見直し (P4)

保全状況報告との整合を図る、遺産価値の保全に資する検討の場について追記、ワーキングの廃止

### 2. 全体を通して情報の更新・計画のスリム化 (P5)

「推薦地」を「登録地」への書き換え、新たな取り組み・要請事項に対する保全状況報告との整合を図る。

### 3. 計画の期間及び見直し時期について

おおむね10年先を見据えた管理の目標と方針を示すものとし、計画期間を定めないものとする。また、5年を目途に点検し、必要に応じて見直しを行うものとした。

### 4. 管理の目標・管理の基本方針の見直し (P6-8)

全体目標の見直し、管理の基本方針の情報更新、管理の基本方針ごとの目標の新設。

### 5. 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性を明文化

モニタリング計画を包括的管理計画の別紙へ位置づけ、管理の目標と基本方針に対応する関係にした。

## ■ 実施体制の見直し（改定案）

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画

### 地域連絡会議

＜地域間の連絡調整・合意形成＞

環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県、  
関係市町村で構成

### 地域部会

＜各地域内の連絡調整・合意形成＞

各地域の関係行政機関・地域関係団体で構成  
行動計画の進捗管理、地域課題の共有

奄美大島部会

徳之島部会

沖縄島北部部会

西表島部会

### 管理機関

＜包括的管理計画に基づく保護管理＞

国：環境省、林野庁、文化庁  
県：鹿児島県、沖縄県  
市町村：奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、  
瀬戸内町、天城町、伊仙町、徳之島町、国  
頭村、大宜味村、東村、竹富町

### 個別課題の検討会・協議会等

※必要に応じて管理機関が設置

- ・ 希少種の保護増殖
- ・ 動植物の違法採集
- ・ 外来種
- ・ ロードキル
- ・ 森林管理
- ・ 河川再生
- ・ 観光管理

### 科学委員会

＜科学的見地からの助言＞

さまざまな分野の  
専門家で構成

### ■ 主な助言内容

- ・ 価値の保全に関する事項
- ・ 自然環境の保全管理に関する事項
- ・ 保全管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- ・ その他目的達成のために必要な事項

## ■ 包括的管理計画の改定ポイント（全体を通して情報の更新・計画のスリム化）

目次	
1.はじめに	1
2.計画の基本的事項	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の対象範囲	2
3) 計画の構成	10
4) 計画の期間	11
5) 計画の進捗管理及び見直し	11
3.推薦地の概要	12
1) 位置等	12
2) 総説	12
3) 自然環境	12
4) 社会環境	17
4.管理の目標	24
1) 全体目標	24
2) 地域区分別目標	24
3) 地域参加型管理目標	25
5.管理の基本方針	26
1) 保護制度の適切な運用	26
2) 外来種による影響の排除・低減	32
3) 希少種への人為的影響の防止	34
4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	36
5) 緩衝地帯等における産業との調和	37
6) 適切な観光管理の実現	38
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	42
8) 適切なモニタリングと情報の活用	43
6.管理の実施体制	45
1) 関係者の連携のための体制	45
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	45
3) 情報発信と普及啓発	45
4) 個別管理機関の役割	48
7.地域別の行動計画の策定	51
1) 地域別の行動計画の策定方法	51
2) 地域別の行動計画	51
8.おわりに	52

### ○「推薦地」を「登録地」への書き換え

### ○計画のスリム化を図る

・3. 推薦地の概要は本遺産地域のSOUV（顕著な普遍的価値の言明）に置き換える。

※SOUVは登録決議時に遺産委員会で採択したもので、当該資産の保護管理実施上の根拠となり、対外的にはこのSOUVが基本になる（世界遺産条約履行のための作業指針 III.G 153～157 参照）。

・3. 推薦地の概要（全体）、5. 管理の基本方針

1) 保護制度の適切な運用については、別添資料として整理する。

※IUCNリソースマニュアル「世界自然遺産の管理」では「優れた管理計画は、非常に短いものであり（20-30ページ程度）、短いことで、多くの人に読む気と使用する気持ちを沸かせる。一方、他の情報（遺産の生物学的・社会学的価値、指標の詳細）などは、附属や別の文書に含めてもよい」と記述あり。

## ■ 包括的管理計画の改定ポイント（全体目標）

### ○ 地域区分別目標、地域参加型目標を廃止し、全体目標の下に文章形式で記載

――以下、改定原案より抜粋――

#### 4. 全体目標

遺産地域と緩衝地帯及び周辺管理地域の保全・管理に当たって、本遺産地域の登録決議文書（WHC/21/44.COM/18）に記載された「クライテリア（x）生物多様性」の遺産価値を将来にわたって維持、強化すること。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、世界遺産の「クライテリア（x）生物多様性」において遺産価値を有する世界に類をみない世界自然遺産地域であり、その価値の一部は、本地域の亜熱帯多雨林がもつ高い再生力を背景に、地域住民の生活や産業の中で維持されてきた。

このような地域を世界自然遺産として、その価値を将来世代に引き継ぐためには、管理機関だけでなく、地域住民や地元関係団体等との協働が不可欠である。このことを共通認識として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域を地域社会の参加と協働により維持される世界自然遺産として、適切な保全・管理の実現を目指していく。

# 包括的管理計画の改定

## ■ 包括的管理計画の改定ポイント（管理の基本方針と管理目標）

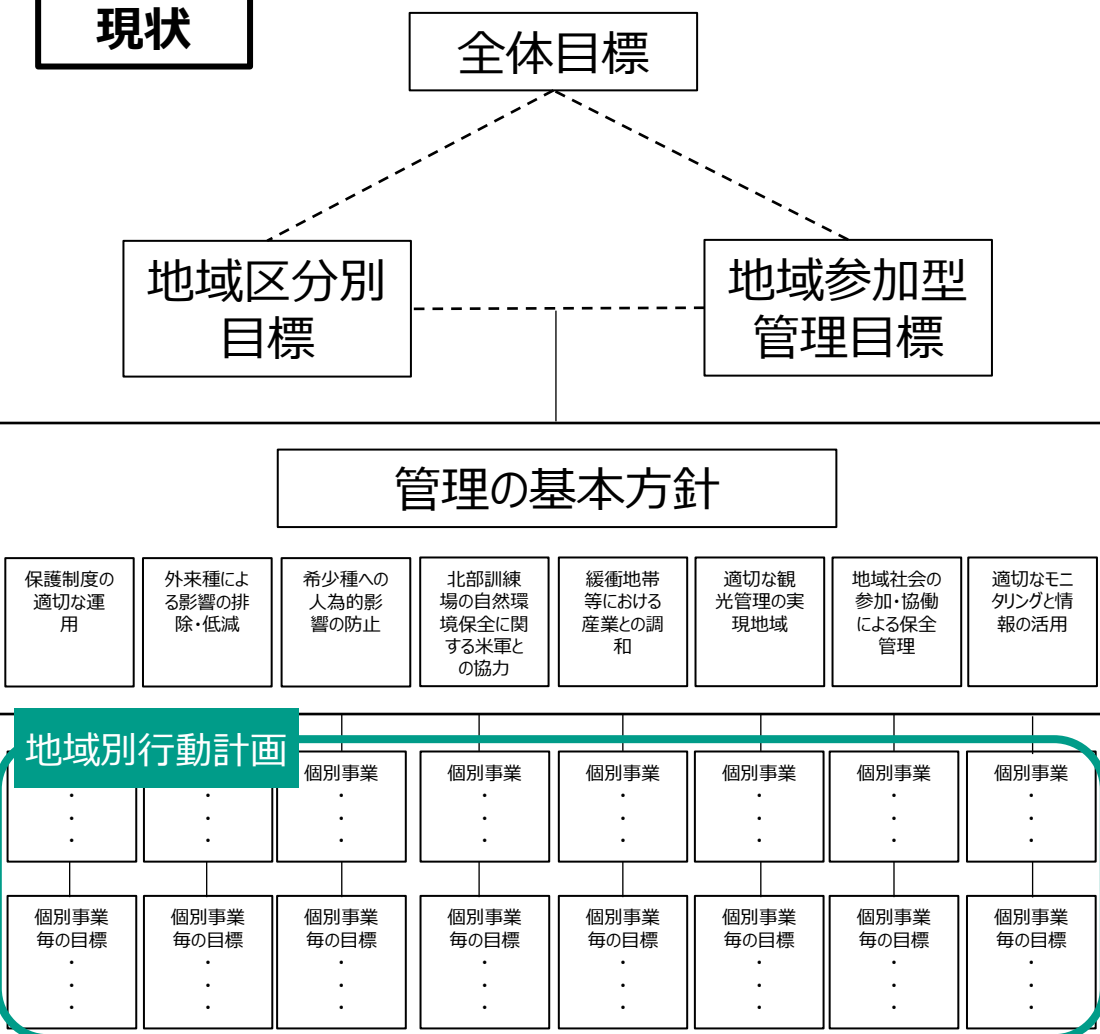
管理の基本方針	管理目標
(1) 希少種への人為的影響の防止	遺産価値を表す希少種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること
(2) 外来種による影響の排除・低減	新たな侵略的外来種の侵入を防ぐとともに、既に侵入・定着している侵略的外来種による影響が低減又は過去の影響が改善されていること
(3) 適切な観光管理による持続可能な観光の実現	観光利用によって遺産価値を損ねることがないように、地域の特性に応じた適切な観光管理が行われ、持続可能な観光が実現されていること
(4) 気候変動による影響または予兆の早期把握	気候変動による影響・予兆としての植生や動物相の変化を早期に把握すること
(5) 保護制度の適切な運用	関係機関において、法令等に基づく保護制度が適切に運用されていること
(6) 地域の暮らし・産業との両立	緩衝地帯や周辺管理地域では、遺産地域の遺産価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、世界遺産の保全管理と地域の暮らし・産業の振興との両立を図ること（※地域参加型目標から移行）
(7) 地域社会の参加・協働による保全管理	特に遺産地域に隣接する箇所においては、地域住民、土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、外来種の防除や希少種の保全などを行うことにより、本遺産地域の遺産価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩衝機能の強化に取り組むこと



# 包括的管理計画の改定

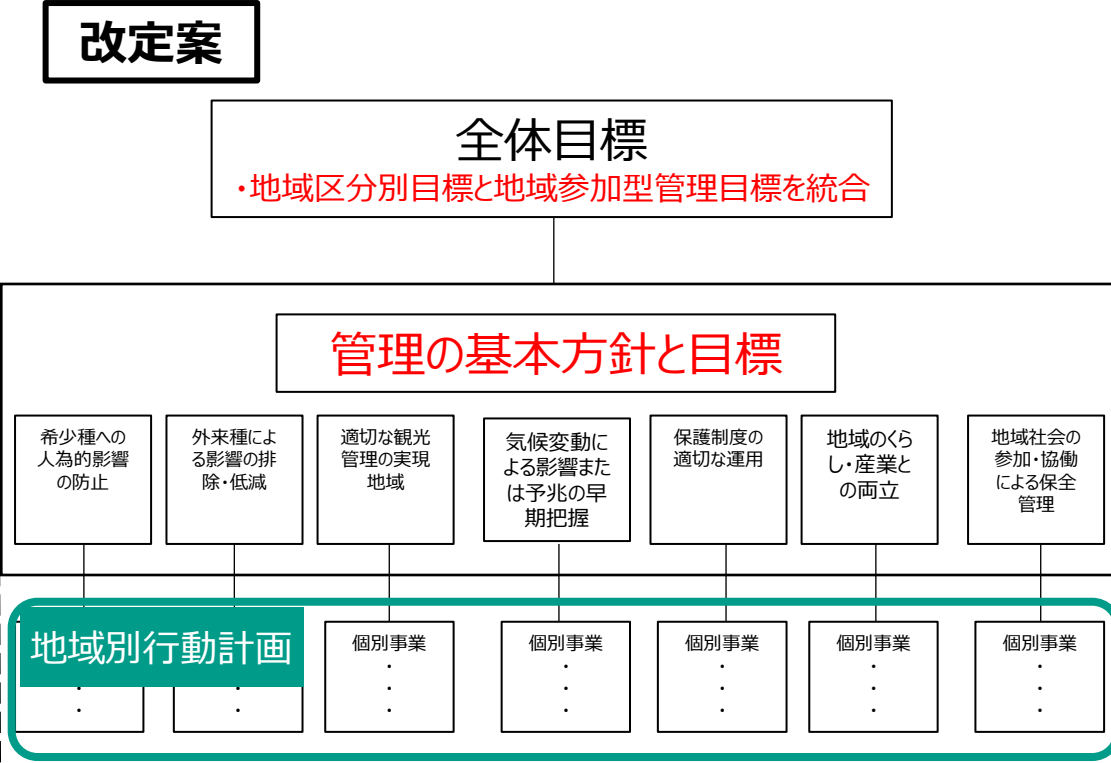
## ■ 包括的管理計画の目標構造の改定案

### 現状



・現状は、各地域部会において個別事業の更新と進捗管理のみを実施。

### 改定案



・個別の事業毎の目標を廃止し、基本方針毎の目標を新設する。  
 ・全体目標、管理の基本方針ごとの目標の達成状況をモニタリング計画で評価。

# 奄美・沖縄世界自然遺産 モニタリング計画（現行）

■ 遺産地域の管理の一環として行う自然環境や人為的影響等のモニタリングに関する基本的な考え方、調査項目・内容、評価結果を管理に反映する手順等を定めたもの。

## ● 策定の経緯

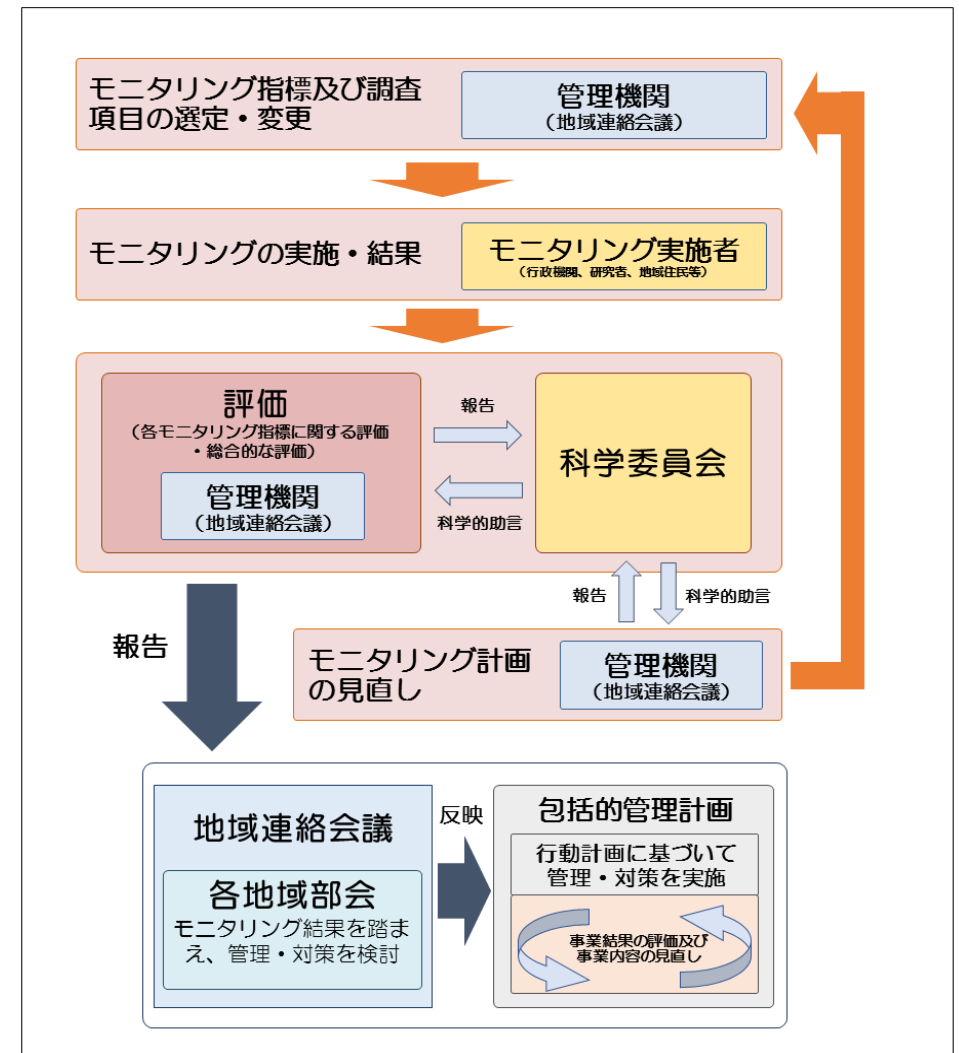
- 初回推薦に対するIUCN評価報告書（2018年5月）で「登録延期」と共に「総合的モニタリングシステムの完成・採択」が勧告された
- 推薦書再提出と並行し、管理機関（関係行政機関）は「地域連絡会議」及び「地域部会」、「科学委員会」及び「奄美／沖縄WG」の検討を経て「モニタリング計画」を策定（2019年8月）

## ● モニタリング計画の構成

1. 目的
2. 基本的な考え方
3. 本計画の期間
4. 本計画の対象範囲
5. モニタリング指標
6. 保全状況の評価
7. 評価結果を管理に反映させるための手順
8. 情報の共有と公開
9. 本計画の見直し
  - ・ 別表：指標一覧

## ● モニタリング計画の運用

- 20の指標につき、公開データや管理機関が実施した調査データ等を用いて管理機関で評価シートを作成。科学委員会の助言を踏まえ、地域連絡会議・地域部会に報告し、包括的管理計画に反映
- 評価シートは、希少種の保護等に差し支えない範囲で公表
- モニタリング計画は2019年8月から運用開始。



## ■ モニタリング計画の改定ポイント

### 目次

■ 本計画において用いた用語の説明	1
1. 目的	4
2. 基本的な考え方	4
3. 本計画の期間	5
4. 本計画の対象範囲	5
5. モニタリング指標	7
(1) モニタリング指標の選定基準	7
(2) モニタリング指標一覧	8
(3) 調査の実施主体	9
6. 保全状況の評価	9
(1) 各モニタリング指標に関する評価	9
(2) 総合的な評価	11
7. 評価結果を管理に反映させるための手順	11
8. 情報の共有と公開	13
9. 本計画の見直し	13
(1) モニタリング指標の変更・削除・追加	13
(2) 本計画全体の見直し	13
別表	14

### 1. モニタリング指標の選定基準の見直しと構成要素、奄美・沖縄遺産としての評価の考え方の新設 (P11-13)

包括的管理計画の「全体目標」、「管理の基本方針と目標」に対応するよう評価指標を選定。また、世界遺産委員会への定期報告に活用することや、構成要素、奄美・沖縄遺産単位での管理に反映させるため、新たな評価単位を新設

### 2. 評価基準の見直し (P14-16)

遺産価値及び影響要因の状態と傾向を分けて評価する基準に変更。

### 3. 評価年の見直し (P14)

毎年の評価から5年間隔への評価に変更。ただし、毎年のモニタリング結果は管理機関、科学委員会、地域連絡会議及び地域部会に共有することを記載。

### 4. 評価指標(別表)の見直し (P17、資料2-2-3)

現状機能していない指標の削除又は調査項目の見直し、追加指標の新設。

## ■ 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性（現状）

### 包括的管理計画

- 1) 全体目標
- 2) 地域区分別目標
- 3) 地域参加型目標

#### 管理の基本方針

- 1) 保護制度の適切な運用
- 2) 外来種による影響の排除・低減
- 
- 
- 
- 
- 

### 地域別行動計画

（各事業ごとに目標を設定）

- 奄美大島行動計画
- 徳之島行動計画
- 沖縄島北部行動計画
- 西表島行動計画

### モニタリング計画

モニタリングの視点	カテゴリー
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化



# モニタリング計画の改定

## ■ 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性（改定方針）

### 包括的管理計画

#### 全体目標

★遺産価値の保全状況「状態」と「傾向」を評価

#### 管理の基本方針と目標

★影響要因の「状態」と「傾向」を評価

1) 保護制度の適切な運用

目標：…

2) 外来種による影響の排除・低減

目標：…

- 
- 

### 地域別行動計画

★対策の「進捗・取組状況」を確認

- ・奄美大島行動計画
- ・徳之島行動計画
- ・沖縄島北部行動計画
- ・西表島行動計画

### モニタリング計画

包括的管理計画の目標	選定基準
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化

モニタリング結果を踏まえ、各種対策（行動計画）に反映

## ■ 評価単位の増設

### ① 個別評価指標の評価

包括的管理計画の目標	選定基準
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化

③ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島  
世界自然遺産として評価



### ② 各構成要素ごとに評価

奄美大島

徳之島

沖縄島北部

西表島

## ■ モニタリング計画における評価基準の改定案

### 現状

評価	定性的評価基準	定量的評価基準（一部）
「S」	遺産価値への悪影響又はそのおそれはなく、遺産価値の継続的な強化が期待される。	各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて4段階の数値目標を定める。評価の際には、数値目標の達成度に加え、定性的評価基準と併せて総合的に評価する。
「A」	遺産価値への悪影響又はそのおそれがない。又は、現在、遺産価値に軽微な悪影響又はそのおそれが認められるが、現行の取組で改善していける見込みがある。	
「B」	現在、遺産価値に一定の悪影響又はそのおそれが認められ、現行の取組で改善していける可能性があるものの、保全・管理に関する事業計画等を見直すことが望まれる。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が求められる。	
「C」	現在、遺産価値に一定以上の悪影響又はそのおそれが認められており、かつ現行の取組では改善していける見込みがなく、将来的に遺産価値を損なうおそれがあるため、保全・管理に関する事業計画等を大幅に見直す必要がある。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が強く求められる。	
「未」	適切な評価のためには、今後のデータの蓄積を待つ必要がある等の理由から、査定を保留するもの。	
「評価対象外」	様々な施策を検討する際の基礎的な情報を収集するためのモニタリングと設定したため評価の対象としないもの。	

### 評価基準の課題









- 現状では、遺産価値や影響要因の「状態」と、対策の「進捗・取組状況」が合わさって1つの評価基準となっており、どちらを評価しているか分かりづらい。
- 遺産価値や影響要因の「傾向（改善／悪化）」が分からない。

### 評価基準の改定方針

- 遺産価値の保全状況の「状態」と「傾向」（5年に1度）  
→管理の全体目標の達成状況に対応
- 影響要因の「状態」と「傾向」（5年に1度）  
→各「管理の基本方針」の達成状況に対応

# 包括的管理計画及びモニタリング計画の改定

## ■ モニタリング計画における評価基準（遺産価値）の改定案

評価対象	推薦時（2019年）の状態を基準として					
	良好	注意	要注意	悪い	情報不足	評価対象外
遺産価値の状態					適切な評価のためには今後のデータ蓄積を待つ必要等の理由から、査定を保留するもの	様々な施策を検討する際の基本的な情報収集ために設定しており、評価対象としないもの
遺産価値の変化傾向	強化 	横ばい 	やや損失 	損失 		


※1：現指標のカテゴリー1-(1)種の保全状況（指標1～8）、1-(2)生息・生育環境の保全状況（指標9～10）が対応。

※2：各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて数値目標を定め、定性的評価と併せて総合的に評価する。

※3：モニタリング項目（指標）が設定されていない場合は、で表す。



## ■ モニタリング計画における評価基準（影響要因）の改定案

評価対象	推薦時（2019年）の状態を基準として					
	小さい	中程度	やや大きい	大きい	情報不足	評価対象外
影響（リスク）の 大きさ					適切な評価のためには今後のデータ蓄積を待つ必要等の理由から、査定を保留するもの	様々な施策を検討する際の基本的な情報収集ために設定しており、評価対象としないもの
影響（リスク）の 傾向	減少 	横ばい 	やや増大 	増大 		

※1：現指標のカテゴリ2-(1)個体の非自然死（指標 11～12）、2-(2)個体の捕獲・採取（指標 13）、3-(1)侵略的外来種の生息・生育状況（指標 14～16）、4-(1)観光利用の状況（指標 17）、4-(2)観光利用に伴う環境負荷（指標 18）、5-(1)気象変化と植物相の変化（指標 9、19）、5-(2)気象変化と動物相の変化（指標 10、20）が対応。

※2：各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて数値目標を定め、定性的評価と併せて総合的に評価する。

※3：モニタリング項目（指標）が設定されていない場合は、で表す。

# モニタリング計画の改定（評価指標の見直し）

## ■ 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種とその生息・生育環境が維持、強化されていること

<追加指標案>	<削除又は他の指標へ統合する指標案>
希少ネズミ類の生息状況	遺産価値を表す種全体の生息状況 ②巡視、パトロール、分布調査等における希少植物の発見地点情報 ③遺産価値を表す種のうち、専門家意見に基づいて抽出された主要な種のレッドリストランクの変化
希少植物の生育状況	森林全体の面的な変動 ②無人航空機（UAV）画像
希少昆虫類の生息状況	外来種による捕殺状況
傷病救護及び死体回収の件数と原因	島別の入込者数・入域者数
ノヤギの生息状況	宿泊施設の収容可能人数
観光利用に関する基礎情報	沖縄島北部の入込者数
主要な利用河川における水質	自然環境観光施設の利用者数
主要なエコツアールート沿いの植生	エコツアーガイド登録者数・保全利用協定締結事業者数
気象データの変化	主要なエコツアー利用場所の利用者数
	島内の各エコツアー利用場所の利用状況
	主要なエコツアー利用場所等における定点モニタリング

※一部の指標については、評価やモニタリング方法について検討する必要があるため、個別にヒアリングを設定させていただきます。

# 両計画改定の今後のスケジュール

時期	スケジュール
令和6年12月	科学委員会にて原案の提示
令和7年2月	地域連絡会議にて原案の提示 ⇒原案の確定
令和7年4月以降	原案に係るパブコメの実施
令和7年度前半	・パブコメの内容に応じて科学委員への照会を実施。
令和7年度後半	・地域連絡会議（書面開催想定）にて改定案の決議 ⇒改定

